

皆さんの進学を応援します！

長崎県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業 教育支援資金」のご案内

○「生活福祉資金貸付事業」とは…

所得の少ない世帯、障がいのある方や病気療養中、介護を要する高齢の方がいらっしゃる世帯に対して、低利子（一部無利子）でお金を貸し付けるとともに必要な援助を行い、その世帯の経済的自立と在宅福祉の増進を図ることを目的とした長崎県社会福祉協議会が行う貸付制度です。その制度の中に「教育支援資金」があります。

○「教育支援資金」は2種類あります！

(1)「教育支援費」（授業料、教材の購入費、交通費など）

短期大学（専修学校専門課程を含む）、大学及び高等専門学校に就学するのに必要な経費について貸付を行います。また、長崎県育英会等の奨学金や母子父子寡婦福祉資金等を申請中で貸付が行われるまでのつなぎ資金（入学後や在学中の申請予定も含む）も対象となります。ただし、申請していた奨学金や資金の貸付が行われた際には一括償還（返済）していただきます。

(2)「就学支度費」（入学金、学用品、制服や運動着などの購入費など）

上記学校への入学に際し、現金で揃えなければならない必要な経費について貸付を行います。ただし、すでに購入及び支払済みの経費（例：支払済の入学金等）は対象外です。①保険料、部活用品（スポーツ特待生、強制加入を除く）、②修学旅行積立金については、必要に応じ対象となります。

○申込をご検討される際は、以下の点にご注意ください！！

(1)教育支援資金「教育支援費」は他方、他制度優先が原則です。次の奨学金・資金など、他の公的資金からの借り入れで資金をまかなえている方、借り入れ資格があつて借入相談をされていない方は対象になりません。

①日本学生支援機構（第1種及び給付型）の奨学金（対象かどうかは在学中の学校にお問い合わせください。）

②長崎県母子父子寡婦福祉資金（ひとり親世帯向け お問い合わせ先：西海市子ども家庭課…37-0029）

③生業扶助（生活保護受給世帯 お問い合わせ先：西海市福祉課…37-0069）

④公務員共済組合による貸付事業（各共済組合にお問い合わせください。）

(2)他の借金や滞納等の負債の返済や、既に支払いを終えた費用の補填を目的とした借り入れはできません。

(3)借入に際し長崎県社会福祉協議会による審査があります。審査結果によりご希望に添えない場合もあります。

1. 貸付条件

(1)貸付上限額 及び 償還期間 と据置期間

	就学先	貸付上限額(※1)	償還期間	措置期間
教育支援費	短大・専修学校(※2)	月額 60,000 円以内	10年 15年 20年 以内 (※3)	6ヶ月 以内 (※4)
	大学	月額 65,000 円以内		
就学支度費	すべて	入学前 500,000 円以内		

※1 特に必要と認められる場合に限り教育支援費は増額できます。（別途書類の提出が必要。）

※2 専修学校とは、学校教育法に規定された学校で専門課程の対象校を指します。（専門学校など）

※3 借入総額（他の奨学金+教育支援資金）により選択できます。

※4 該当学校を卒業または退学した翌月から起算されます。

(2)貸付利子：無利子

(3)借受人：就学する者（本人への「就学のため」の貸付となります。）

(4)連帯借受人：就学する者の属する世帯の生計中心者（世帯主）

「裏面へ」

(5)連帯保証人:原則1名(原則として長崎県内に居住する者で年齢は60歳以下。ただし、同一世帯の者は除く。)

2. 貸付対象者(「教育支援資金」は下記の世帯が対象です。)

- (1)低所得世帯。独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。
- (2)世帯の平均的な月収が、世帯所得基準額(居住地の生活保護基準額の1.7倍)を下回っている場合。

3. 申込時期、期間

申込時期や期間の定めはありませんが、一般的な貸付に比べ手続きに時間がかかります。特に合格発表後の申込みでは学費等の納期に間に合わない場合もあります。当資金の利用をご検討される方は、まずは早めにご相談ください。

4. 申込に必要な書類(詳しくは申込時にご説明します。)

	○必要書類	○備考
1	生活福祉資金借入申込書	所定の様式あり
2	世帯全員の住民票	3ヶ月以内に発行されたもの
3	世帯で収入のある者全員の所得証明書	前年度の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの
4	【入学前】合格通知書、入学許可書 【入学後】在学証明書	合否決定前に申し込む場合は、受験票(写)または入学願書(写)を添付
5	他の優先制度の該当状況等が確認できる書類	申込時にご説明します。
6	就学期間がわかるもの	専修学校のみ
7	連帯保証人の所得証明書	前年度の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの
8	就学支度費の内訳がわかるもの	入学納付金などの金額がわかるもの(パンフレットなど)
9	教育支援費の資金使途の詳細及び資金調達計画がわかる資料	①他の奨学金等の不足分を申し込む場合、②貸付上限(月額)を超えて申し込む場合、③自宅外通学の場合

5. その他

- (1)進学先が専修学校の場合、貸付対象となるかお調べしますのでご相談ください。
- (2)パソコン購入については、税別13万円以内となっています。
- (3)生計中心者が事故や離職などで学費が緊急に必要な場合には、日本学生支援機構に緊急貸付制度があります。*日本学生支援機構 HP(<https://www.jasso.go.jp/>)
- (4)償還月額シミュレーション

①就学支度費 50万円、教育支援費 月額65,000円を4年間借り入れ、10年で償還する場合。

(借入総額)3,620,000円÷120ヶ月(10年間)=30,166円(償還月額)

②就学支度費 25万円、教育支援費 月額30,000円を4年間借り入れ、10年で償還する場合。

(借入総額)1,690,000円÷120ヶ月(10年間)=14,083円(償還月額)

- 一般的な貸付に比べ、申込みから審査、送金まで時間がかかります。早めのご相談をお願いします。
- 借入相談・申込時に償還(返済)計画をご提案します。償還の義務は借受人・連帯借受人とも同等に負います。また、借受人・連帯借受人が償還不能となった場合、その義務は連帯保証人が負うことをご了解の上お申込みください。
- この貸付制度は、借入相談から申込み・貸付・償還中に西海市社協の継続的支援や民生委員・児童委員の相談援助を受けることが条件となります。

※お問い合わせ・ご相談・お申込みは、お住いの地区の西海市社会福祉協議会(本所・支所)まで

西海本所 0959-29-4081 (担当:中尾・川崎)	崎戸支所 0959-35-3555 (担当:代田・岩永)
西彼支所 0959-29-7102 (担当:澁江・北川)	大瀬戸支所 0959-22-2557 (担当:藤木・拝崎)
大島支所 0959-34-2278 (担当:森・埋橋)	